

# 鳥取県公報

昭和二十七年一月二十九日  
第二千二百八十一号  
火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

◇告示 牛の人工授精講習会実施  
完全給食の実施承認  
建築代理業者の登録取消  
桑苗自給生産施設補助要項

昭和二十六年度鳥取県建築代理士試験実施  
鳥取県建築代理業條例第十一條第一項に規定する同等以上の学校において正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業したと認める基準

◇教育委員會告示

昭和二十七年年度県立高等学校入学者選抜要綱  
昭和二十七年年度県立高等学校入学者選抜学力検査要綱  
公立学校教員並びに事務職員任用審査実施

◇資格審査公告

資格審査結果公告

## 告示

◇鳥取縣告示第三十号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六條の規定による牛の人工授精講習会を次のように実施する。

昭和二十七年一月二十九日

鳥取県知事 西尾 愛治

- 一、家畜の種類 牛
- 二、日程

日	時	科	目	開	催	地
二月五日	自午前八時 至午後七時	關係法規	生殖器解剖	鳥取市吉方		
二月六日	"	家畜改良と登録 胎生遺傳概論	種付の理論	岩美郡 鳥取市畜産農業協同組合連合会		
二月七日	"	消毒	繁殖生理	"		
二月八日	"	生殖器解剖実習	"	"		
二月九日	"	器具機械 發情鑑定実習	"	"		
二月一〇日	"	精液精虫検査法	精虫生理	"		
二月一一日	"	人工授精	人工授精実習	"		
二月一二日	"	"	"	"		
二月一三日	"	"	"	"		
二月一四日	"	修業試験	修業試験	"		

を次の通り承認した。  
 昭和二十七年一月二十九日  
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

<p>登録番号 年月日</p> <p>118 26.8.1</p> <p>鳥取県東伯郡高城村 大字下福田四九三 右同</p> <p>東伯事務所 永通東伯</p> <p>建設士永通 二級建築士 永通東伯</p> <p>業者管理者</p>	<p>施設名 所在地 対称 承認年月日 承認番号</p> <p>浦谷病院 東伯郡 施設全部 昭和二十六年 食第十一号 倉吉町 について</p> <p>〇鳥取縣告示第三十二号        建築代理業者名簿から次の者の登録を昭和二十七年一月十七日取消した。        昭和二十七年一月二十九日        鳥取県知事 西 尾 愛 治</p>	<p>施設名 所在地 対称 承認年月日 承認番号</p> <p>鳥取県知事 西 尾 愛 治</p> <p>桑苗自給生産施設補助要項</p> <p>第一 桑苗の自給生産を奨励するため、この要項により        予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第二 補助金は郡市養蚕農業協同組合又は郡市養蚕農業        協同組合連合会が桑苗の自給生産講習会を開催する場        合、その経費の二分の一以内を交付する。</p> <p>第三 補助金の交付を受けようとするものは申請書(別        記様式一)に事業計画書(別記様式二)並びに收支予        算書(別記様式三)を添付し昭和二十七年二月十日ま        でに知事に提出しなければならぬ。</p> <p>第四 補助金の交付を受けたものは、昭和二十七年五月        末日までに事業成績報告書(別記様式四)に事業成績        書(別記様式二)並びに收支決算書(別記様式三)を        添えて、知事に提出しなければならぬ。</p> <p>第五 事業の実施が計画と相違し、又はその方法が不適        当と認められた場合は既に交付した補助金の還付を命ずる        ことができる。</p>
---	--	--

00735

第六 この要項により知事に提出する書類は所轄畜業技術指導所を経由するものとする。

様式一  
桑苗自給生産施設補助金交付申請書  
桑苗自給生産施設補助要項により補助金を交付下さるよう事業計画書並びに收支予算書を添え申請致します。  
昭和 年 月 日  
何々養蚕農業協同組合  
組合長 氏 名 殿  
知事 氏 名 殿 名 印

桑苗自給生産講習会	開催月日	場所	講師名	出席者
町村名	人員			
計				

様式二  
事業計画書 (事業成績書)

様式三 收支予算書 (收支決算書)			
一、収入			
項 目	本年度予算 (決算額)	前年度予算 (予算額)	比 較 増 減
果補助金			
団体負担金			
何々			
計			
二、支出			
項 目	本年度予算 (決算額)	前年度予算 (予算額)	比 較 増 減
会場費			
器具費			
何々			
計			

00736

様式四

桑苗自給生産施設事業成績報告書  
桑苗自給生産施設補助要項により事業成績並びに收支決算を別紙の通り報告致します。  
昭和 年 月 日  
何々養蚕農業協同組合  
組合長 氏 名 殿  
知事 氏 名 殿

◇鳥取縣告示第四十一号  
鳥取県建築代理業條例第十條の規定により昭和二十六年鳥取県建築代理士試験を次の要領により実施する。

昭和二十七年一月二十九日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

第一 受験資格  
昭和二十七年二月二十四日までに次の各号の一に該当する者  
一、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)によ

る中等学校又はこれと同等以上の学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して一年以上の実務の経験を有する者。  
二、建築に関して、三年以上の実務の経験を有する者。  
第二 申込手続  
1、申込期間 昭和二十七年二月一日から同年二月十日まで(郵送の場合は、この期間内の消印のあるものに限りません。)  
2、申込方法  
イ、申込関係用紙の請求先  
鳥取県土木部建築課、及び郡家、倉吉、米子、根雨の各土木出張所(以下「土木出張所」という。)(郵便で請求する場合は表に「建築代理士試験申込用紙請求」と朱書し、所要の郵便切手をはつた宛先明記の返信封筒を必ず同封して下さい。)  
ロ、申込書類の提出  
受験申込書に次の書類等を添付して県建築課又は土木出張所に提出して下さい。

- 一、履歴書
- 二、受験票
- 三、第一、第一号に該当する者は、その学校の卒業証書写又は証明書
- 四、写真

(脱帽正面上半身を写したもので受験票に添付する)

八、受付

県建築課及び土木出張所で受付けたときは、受験番号と係員の印を押した受験票を渡します。

第三 試験の期日、場所、方法及び合格の通知

1、試験の期日及び時間割

昭和二十七年二月二十四日(日曜日)

建築基準法関係法規 午前九、三〇—一一、三〇

代理業條例関係法規 午後二、三〇—一、三〇

設計 午後二、〇〇—三、〇〇

2、試験の場所

鳥取市東町 鳥取西高等学校(元鳥取一中)

3、携行品

イ、受験票

ロ、鉛筆、小刀、消ゴム、三〇センチメートルの物

指

ハ、晝食

4、合格の通知及び発表

試験に合格した者には、本人に通知するとともに建築課において公告します。

発表は昭和二十七年三月上旬の予定です。

注意

1、申込後住所、勤務先等を変更したときは直ちに県建築課を連絡して下さい。

2 詳細又は不明の点については縣建築課及び土木出張所に問い合わせ下さい。

(通信による場合は所要の郵便切手をはつた宛先明記の封筒又は葉書を同封のこと。)

◇鳥取縣告示第四十二号

鳥取県建築代理業條例(昭和二十五年十二月鳥取県條例第五十五号)第十一條第一号に規定する同等以上の学校において正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業したと認める基準を次のように定める。

昭和二十七年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県建築代理業條例第十一條第一号に規定する同等以上の学校において正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業したと認める基準

- 一、専門学校卒業程度検定規程(昭和十八年文部省令第四十六号)、実業学校教員検定ニ關スル規程(大正十一年文部省令第四号)による建築科又は土木科の検定に合格したこと。
- 二、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を卒業したことを入学資格とする修業年限二年以上の建築又は土木の課程ある学校を卒業したこと。
- 三、実業学校卒業程度検定規程(大正十四年文部省令第

三十号)による建築科又は土木科の検定に合格したと。

- 四、小学校を卒業したことを入学資格とする修業年限四年以上の学校、高等小学校を卒業したことを入学資格とする修業年限三年以上の建築又は土木の課程ある学校を卒業したこと。
- 五、その他知事が前各号と同等以上と認めるもの。

教育委員会告示

◇鳥取縣教育委員会告示第一号

昭和二十七年年度県立高等学校入学者選抜要綱を次の通り定める。

昭和二十七年一月二十九日

鳥取県教育委員会

昭和二十七年年度県立高等学校入学者選抜要綱

昭和二十七年年度県立高等学校の全日制課程及び定時制課程の第一学年生徒並びに別科生徒の入学者選抜要綱は次

00739

- の通りである。
- 一、各高等学校の募集生徒数
  - 二、入学出願資格
  - 一、中学校第三学年に在学し昭和二十七年三月卒業見込のもの
  - 二、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業したもの
  - 三、監督庁の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められたもの
  - 三、出願手続
  - 一、志願者は県立高等学校通学区制に従わなければならぬ。
  - 二、志願者は左に掲げる入学志願書及び入学選抜手数料を取揃え出身学校を経由して出願期間内に第一志願する。

- 望校の校長宛提出する。ただし二月二十六日付消印のある郵送の出願書類は有効とする。
- イ、入学志願書(用紙は県教育委員会所定のもの)
  - ロ、入学選抜手数料 百五十円
  - 三、志願者の出身学校長は出願期間内に第一志望学校の校長宛報告書(用紙は県教育委員会所定のもの)を提出する。
  - 四、各高等学校長は入学志願書及び入学選抜手数料を受理したときは受検証を交付し、これをもつて入学選抜手数料の領收証に代える。ただし、郵送を必要とするものは通信用封筒一枚(宛先明記郵券ちよう、付)を準備すること。
  - 四、出願期日  
出願期日 昭和二十七年二月十九日より二月二十六日まで(日曜日を除く)
  - 受付場所 各第一志望校
  - 五、入学選抜方法
  - 一、出身中学校長よりの報告書と学力検査成績とを総

00740

- 合勘案して選抜を行う。
- 二、学力検査成績は別に定める学力検査管理委員会が実施する学力検査の成績とする。
  - 三、身体検査は実施しない。ただし、工業科、水産科の志願者で色弱、色盲の者は入学を許可しない。
  - 六、入学許可者発表表
  - 期日 昭和二十七年三月十日
  - 場所 各高等学校
  - 七、注意事項
  - 一、入学志願書は各高等学校に準備してある。
  - 二、報告書は県教育委員会の各支所に準備してある。
  - 三、本要綱に関する質疑は最寄の高等学校において行う。
  - 四、既納の入学選抜手数料は還付しない。
- ◇鳥取縣教育委員会告示第二号  
昭和二十七年鳥取県立高等学校入学選抜学力検査要綱を次の通り定める。

- 昭和二十七年一月二十九日 鳥取県教育委員会
- 昭和二十七年鳥取県立高等学校第一学年及び別科入学希望者選抜の資料とするために本検査を行う。
- 二、出願手続  
昭和二十七年鳥取県立高等学校入学選抜要綱所定の出願手続をもつて学力検査の出願手続とする。
  - 三、検査教科目  
中学校の全必修教科目とし国語(習字を除く)、社会(日本史を含む)、数学、理科、音楽、図画工作、保健体育、職業家庭の八科目について行う。
  - 四、検査日時  
昭和二十七年三月五日 午前九時三十分より(一日間)

00741

県下一斉に行う。

五、検査場所

第一志望校

六、学力検査管理委員会

- 1、本検査を円滑に実施するために県教育委員会事務局(教務課)に昭和二十七年年度県立高等学校入学選抜学力検査管理委員会(以下「管理委員会」といふ。)を置く。
- 2、管理委員会は教育長を委員長とし県教育委員会事務局職員及び公立学校の校長教職員の中から任命された委員をもつて構成する。
- 3、管理委員会は左の業務を行う。

庶務 各会場及び委員との連絡検査問題の印刷配布、検査に要する経費の処理その他いすれにも属しない事項

問題作成 検査問題及び模範答案の作成  
会場 会場準備、受付、検査実施監督及び終末処理

採点 答案採点、学力検査成績簿作成  
4、問題作成

問題作成委員会で作成し問題案の中から管理委員長が最終決定を行う。

七、注意事項

学力検査当日は必ず受検証を携行すること。

◇鳥取縣教育委員会告示第三号

鳥取縣公立学校教員並びに事務職員任用審査を次のように行う。

昭和二十七年一月二十九日

鳥取縣教育委員会

一、日時場所及び受検者

昭和二十七年二月四日(月) 午前九時から午後五時  
まで

日野郡根雨町 根雨小学校(米子市、日野郡在住者)  
米子市角盤町 義方小学校(西伯郡在住者)  
昭和二十七年二月五日(火) 午前九時から午後五時

00742

まで

東伯郡倉吉町 成徳小学校(東伯郡在住者)

鳥取市東町 鳥取西高等学校(鳥取市、岩美郡、八頭郡、気高郡在住者)

二、受審資格

- 1、旧制高専以上の学歴資格を有するもの
- 2、旧制の教員免許状を有するもの
- 3、新制高等学校卒業の学歴又は資格を有するもの
- 4、旧制中学校以上の学歴又は資格を有するもの、及びこれと同等以上の学歴を有するもの(但し事務職員希望者に限る)

三、審査内容

- 1、人物審査 教育職員としての適否を審査する。
  - 2、筆記試験 教育職員としての常識を審査する。
- 出題範囲

(1) 一般教養、及び教職的教養に関する簡単な試問

(2) 教育法規については憲法、教育基本法、学校

教育法及び教育公務員特例法についての簡単な

試問

3、身体検査

審査当日までに県立保健所で身体の健康状況、特に結核性疾病についての検査を受けておくものとする。(間接撮影にて可)

四、提出書類

1、志願書

鳥取県庁内鳥取縣教育委員会事務局教務課及び最寄地方事務所内鳥取縣教育委員会事務局支所(以下「支所」という。)に準備してある。

2、履歴書(自筆のもの)

3、免許状写

4、最終卒業又は修了学校の成績証明書

5、身体検査書(前項(3)に基くものであつて当日持参のこと)

五、書類受付日時場所

受検者は必要な書類を審査前日までに最寄の支所に提

出し、その支所で指定する審査会場で受検するものとする。

六、当日の持参品

1、筆記用具

2、晝食

3、算盤(事務職員志望者に限る)

七、注意事項

昭和二十七年三月卒業見込の大学、高等学校旧制高等専門学校の在學生で任用審査受検希望者に対しては別に実施するので今回の任用審査には出願を認めない。

### 公 告

#### 資格審査結果公告第七十九号

(自昭和二十六年十二月一日  
至昭和二十六年十二月三十一日)

昭和二十六年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、この表は、公職に関する就職禁止、退職等に関する

勅令(昭和二十二年勅令第一号)、市町村長の立候補禁止に関する件(昭和二十二年勅令第三号)、昭和二十二年勅令第一号施行に関する件(昭和二十二年閣令内務省令第一号)及び昭和二十三年政令第六十二号の規定により鳥取県知事が行つた資格審査の結果である。

二、この表は、最も広く公表するものである。市町村役場はこの公報を受けたならば直ちにこれを掲示しなければならぬ。この掲示は少くとも一箇月間継続し、次回の新公報を受け取つたときはこれと取換え取り換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に供し得るよう、市町村役場に編つて保存するものである。

三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了した者の調査表は鳥取県庁に保管し、これを公衆の閲覧に供する。

何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覧することが出来る。

資格審査の結果は次の通りである。

資格審査人員数 八十一名

#### 非該当決定者 八十一名

審査を受けた公職及びその氏名

(1) 昇任又は任命予定者

#### ○国家地方警察事務官

古浜 昭 横井 武夫

#### ○国家地方警察巡查

山崎 邦夫	表 憲一	小谷 喜法
米村 孝一	岡本 健藏	築谷 眞義
茂理 卓也	往西 礼二	田中 操
岩本 勝明	山添 恕一	池田 栄勝
谷中 幸雄	岡本 宗一	中島 忠彦
長谷 高昇	竹内 芳男	中村壽賀雄
石田 達男	長谷川茂一	石川 竜男
伊木登志雄	森本 宗春	酒井 勝
伊藏 栄一	安藤 昭夫	北村 松夫
谷野 滋	森 俊雄	石賀 康民
門脇清太郎	小飯 繁	安場 公男
津村 賢	由本 久夫	平野 啓治

#### 新出 範雄 渡部 正人 畑中 幹雄

齊藤 泰範 中村 純一 池本 健郎

横山 茂 山田 忠二 安本 隆司

安藤 保弘 平木 弥栄 吉田 友則

吉田 郁夫 杵築 博美

#### ○檢察審査員及び同補充員

##### 米子檢察審査員

高橋 長治 加門 寛治 小泉 増藏

長岡さみ子 橋本 ヘル

##### 同補充員

乗本 クニ 石崎 綾子

##### 倉吉檢察審査員

門脇 良徳 花本 昭二 谷口 彦次

大本 次郎 手島すが子 米村 一枝

##### 同補充員

吉田良太郎 太田政之助 土井 武次

徳丸 幸茂 米沢 君子 川本 増野

#### ○県二級事務吏員

岸本 乙藏

○商工会議所会頭及び同理事  
鳥取商工会議所会頭

米原 章三

同理事

中谷 周藏 中村 七男

○市選挙管理委員会委員

鳥取市 安陪 繁藏

○鳥取市民病院医員

木内 五一 大槻 正巳 坂口 玲子

○村固定資産評価委員

中私都村 岡嶋 春久

(回) その他

○恩給取得者

田中 孝壽

昭和二十七年一月二十九日印刷  
昭和二十七年一月二十九日発行

鳥取県公報

(昭和四年四月十五日  
第三種郵便物認可)

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
印刷所 鳥取縣鳥取市東町  
印刷所 鳥取縣